

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

【01】住宅の補修

【教訓情報】

01. 被災建物を補修することで当面使えるか否かの視点が乏しかった。

【教訓情報詳述】

01) 「この家を解体しなければならないのか、修繕するとすればどこをどのようにすればいいのか」という疑問に早期に適切な助言ができることが必要だった。

【参考文献】

[引用] 被災した個人住宅に対する判定支援こそが望まれていたのでは無いだろうか。被災者の型は屋根瓦の落下や、外壁のラスモルタルが大きく割れ、剥落しているのを見て、倒壊するのではないか、この家はもう住めないのではないか、など災害のショックもあり不安をもっておられた。こうした、この家を解体しなければならないのか、修繕するとすればどこをどのようにすればいいのか、という疑問に対して早期に適切な助言ができることが必要であろうと思われる。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.246]

>

[引用] (明石市)戸建て住宅も震災の危険度判定の必要がありました。このため、支部の事務所を市民からの依頼先にして広報紙に掲載したところ、電話が殺到。6日からは建物の被害調査と修理等の技術指導に切り換え[「兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録」明石市役所(1996/1),p.53]

>

[引用] 「住んでいて安全か」という居住可能性についての情報は、被害程度とは無関係に過半数の被災者によって最初の1週間以内に求められていた。全壊全焼被災者は「修理できるか」「どこに住もうか」についての情報も同時に必要とした。修理可能性と住居移転に関する情報は、住宅被害程度が軽微になるにつれて、必要とされる時間も遅くなっていった。住宅再建資金に関する情報も最初の1ヶ月以内に求められていた。[「生活復興調査 調査結果報告書」兵庫県(2002/1),p.126]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

【01】住宅の補修

【教訓情報】

01. 被災建物を補修することで当面使えるか否かの視点が乏しかった。

【教訓情報詳述】

02) マンションなどでは被害状況把握の詳細な調査が必要だったが、建替派の住民が多いほど、調査費が無駄な費用と考えられた面もあった。

【参考文献】

[引用] 補修派は杭をもっと調べるという。確かに補修するならもっと詳しい調査が必要だとわかっていた。しかし、調べるにはお金がいる。それはみんなのお金ですよ。みんなのお金を出すにはみんなの了解がいる。大勢が建て替えていこうと云ってるなかで、建て替えるのなら必要のない調査のために多額の費用を出すことはできないわけです。公的機関がどこに金を出すべきかと言えば、調査費用だったと僕は思いますね [島本 慈子「倒壊 大震災で住宅ローンはどうなったか」筑摩書房(1998/12),p.145]

>

[引用] 建物被害状況の把握のためには、本来的には詳細な調査や工学的診断を実施すべきであるが、それらがほとんどなされていないのが実態である。この背景にはそれらを本格的にすればするほど多額の費用がかかり、建て替え派が多いほど無駄な費用という考えのもとに調査費用を出すことが困難になっているという事情もあった。[島本 慈子「倒壊 大震災で住宅ローンはどうなったか」筑摩書房(1998/12),p.117]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

【01】住宅の補修

【教訓情報】

01. 被災建物を補修することで当面使えるか否かの視点が乏しかった。

【教訓情報詳述】

03) 自力再建への第一歩として、被災住宅の応急修理助成の拡大をはじめとする、被災建物修繕・解体システムが必要だという意見がある。

【参考文献】

[引用] 住宅応急修理の制度は既存住宅ストックの活用には不可欠であって、その拡充により必要仮設住宅数を減らすことができる。自力再建への第一歩としての応急修理助成を広く活用できるように拡充すべきである。さらに、応急修理助成だけでなく、住宅の被災度判定、被災証明の判定、応急修理の可否と費用見積、家屋解体について、一連の流れとなった被災建物修繕・解体システム制度の創設が必要である。住民にとって、専門家の被災建物の調査・判定・助言を、その復旧の費用と合わせて判断することが住宅再建に不可欠であるが、そのための技術的な標準化はまだ不十分である。二次災害の回避を想定した地震動、地盤、建物構造、補修、被災判定の各分野の専門家などとの協議システムならびにやはり未整理のままの応急修理の工事手法標準化も含めて、災害救助法の関連規定として整備されるべきである。[松原一郎「住まい復興のあり方 - 社会福祉の視点から - 」『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.37]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[01] 住宅の補修

【教訓情報】

02. 公費負担で解体された建物には、修理可能な建物も少なくなかったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

01) 公費負担の決定以降、住民からの解体撤去に関する問い合わせや苦情が著しく増加した。

【参考文献】

[引用] 特に、解体撤去経費は原則として公費負担が決定されてから、住民からの解体撤去に関する問い合わせや苦情が著しく増加しており、その処理に十分対応できにくい状況となっている。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.49]

>

[引用] この際建て替えたかった家主は、彼らに「全壊」の証明や「危険/立ち入り禁止」の判定を求めた。また、零細な貸家・貸間業という不動産経営を続ける気力を失った家主もこうした判定を求めた。

「お上の判定」と不可抗力を理由に立ち退きを迫ることができるからだ。なかには、担当者の口から建物が危険であることを入居者に説明してくれと依頼する家主まで現れた。一方、入居者の側は(罹災都市借地借家臨時処理法によって優先貸借権が認められるといっても)建て替え後には家賃が大幅に上がり、もとの条件では住めないことが自明なことから、被害の程度は「一部破損」で修繕すれば居住可能だと主張した。

こうした思惑の衝突は、倒壊または倒壊の恐れのある家屋の解体・撤去費用を公費で負担することが1月末に決まってから、一層激化した。豊中では、この受付期間は2月15日までとされ、「期間内に申出をしなかった場合は各自の負担で処理願います」と案内書に付記されていたことから、にわかに浮き足だった。

解体・撤去費用の公費負担は異例のことであった。解体・撤去に公費を出すということは、その後のまちづくりやより良質の住宅を建設していく上で公益にかなうという判断があつたことである。しかし、修繕できるのではないかと主張する借家人がいる以上、いくら所有者が「壊せ」と言ったからといって、解体に着手できるものではない。次に解体・撤去の受付担当者がこれらの利害抗争に巻き込まれていくこととなった。しかし、壊すのか、修繕するのか。この背反する命題のどちらに与すべきか、微妙な民事関係に介入するすべを対策本部も受付担当者も持ち合わせていなかったし、また、当事者がその争いを調整するのに2月15日までという期間はあまりにも短すぎたのである。[『“報道されなかった災害対策”』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.174-175]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[01] 住宅の補修

【教訓情報】

02. 公費負担で解体された建物には、修理可能な建物も少なくなかったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

02) 公費解体された建物には、少しの手直しで居住できた家屋も多かったのではないかとの見方もある。

【参考文献】

[引用] ガレキ撤去が公的に負担されたために、少し手直しをすれば継続して居住できた家屋が、これを利用して廃棄したケースが少なからず存在すると考えられる。... (中略)...全壊した家屋のうち約40%は、構造的に全壊していなかったことになる。これが、必要仮設住宅棟数を多くし、...[河田恵昭「都市防災 未来への提言」『大震災以後』岩波書店(1998/3),p.352-353]

>

[引用] 解体費用の公費助成は、補修すれば住める家まで解体することを促進したのではないかという疑問を強く感じている。[『報道されなかった災害対策』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.71]

>

[引用] 工務店等建築関係者も被災地に入り、家を調査し説明しているが、中には修復の方法が無い、解体して新築した方がよい、今なら公費で解体してくれる。といった説明をしている建築関係者も見受けられたが我々がそういう家を調べたら構造体に損傷は少なく、外壁のみの被害程度という家も多々見かけられた。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.189]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[01] 住宅の補修

【教訓情報】

02. 公費負担で解体された建物には、修理可能な建物も少なくなかったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

03) 一部を除いて修理費の支援がなかったことが、解体・建て替えを選択する要因になったとも指摘された。

【参考文献】

[参考] 解体費の支援はあっても修理費の支援がなかったことが解体・建て替えを選択する要因になったとする指摘については、[島本 慈子『倒壊 大震災で住宅ローンはどうなったか』筑摩書房(1998/12),p.90-94,116-126]参照。

>

[引用] 震災から1年3ヶ月たった今は、公費で解体されたのはいいものの、再建の手法などをめぐって合意に至らず、放置されたままの更地が目立っている。マンションの住民からは、公費解体を急ぎすぎたという批判やこれまでの行政の指導は、立て替えに誘導しすぎたのではないかという疑問の声も聞かれる。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.207]

>

[引用] 確かに被災者にとって一見いかにも有り難いかに見える公費解体制度であるが、もちろんそれは周到に準備された『制度』のひとつとして、存在している。つまり被災者はこれを、解体をタダでしてくれる生活援助対策だと思込みがちだが、実は廃棄物の処理のための法律に基づいて行われる。つまりは大量に出るゴミの処理対策を目的とした制度であることは、あまり知られていない。そしてそれが例えば被災地におけるメーカーハウスの林立という現象と、結果としてみれば確実にリンクしてくる。言い替えれば、公費解体という制度は、補修という、被災地において最も経済的で速効性のある住宅確保の方法を、諦めさせるための仕組みとして機能したことになる。[宮本佳明「もうひとつの廃墟論」『生者と死者のほとり - 阪神大震災・記憶のための試み』人文書院(1997/11),p.247]

>

[引用] 今回の復興過程での最大の問題は、被災マンション住民の復興の方向をめぐる「建て替え」と「補修」の対立であった。この対立が訴訟にまで発展したのは、次のような分譲マンションをめぐる状況と、災害や老朽化でダメージを受けたマンションの再生システムの不備や、不完全さによるものと言える。

まず指摘できるのは、復興の支援策が全体に「建て替え」に厚く、「補修」による復旧には少なかったことである。建て替えには、自治体によるコンサルタント派遣制度があり、震災復興型の総合設計制度による既存不適格建築物の援助策があった。また、優建制度による補助があり、建物の解体も公的費用による解体という手厚い支援策が用意された。一方、補修に対しては、金融公庫の低利融資があるのみで、ほとんど公的融資らしいものはなかったという状態である。このように建て替えには支援策がいくつも並んだので、補修による復旧が可能なマンションでも建て替えを選んだものも少なくないのである。

[平田 陽子「分譲マンション再建の取り組みと支援システム」『都市政策 no.97』(財)神戸都市問題研究所(1999/10),p.65]

>

[参考] なお、芦屋市では、住宅建設・購入・修理等の低利資金を金融機関にあっせんする融資制度を設けた。

合計726件(5,373,000円)の斡旋のうち、461件(2,108,700円)が増改築・修繕に関するものであった
[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』芦屋市(1997/4),p.299]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

【01】住宅の補修

【教訓情報】

02. 公費負担で解体された建物には、修理可能な建物も少なくなかったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

04) 災害救助法による被災住宅の補修費助成の広報は、公費解体受付の後となった。しかも、本格的な復旧には再度の工事が必要となるなど、ニーズとのズレも指摘された。

【参考文献】

【引用】また、応急仮設住宅以外にも、災害救助法では災害にかかった住宅の応急修理を現物給付することができている。半壊(半焼)の住宅で、居住するために必要な最低限度の部分を応急的に修理するとし、居室や台所、便所など生活上欠くことのできない部分を対象としている。...(中略)...

阪神大震災では、神戸市が二ヵ月後から十日間、生活保護世帯や市民税の非課税世帯・均等割り世帯に限って応急修理を受け付け、五百七十七世帯に対して台所、トイレ、居室と屋根を対象とした修理を実施するなどにとどまっている。この場合は、一世帯当たりでは平均十五万四千円と当時の基準を大きく下回るレベルで治まっている。兵庫県のとめでは、神戸市分を含めて九千六百四十二世帯、総額二億六千六百万円で実施されているが、このうち約八千五百世帯は屋根を覆うブルーシートの支給分だった。[中川和之「生活支援の政策展開」『生活復興の理論と実践』勁草書房(1999/1),p.31]

>

【引用】(神戸市における住宅応急修理の実施準備から完了までの経過)

1月下旬 住宅応急修理の実施については、震災直後から検討したが、下記の理由により実施をしばらく見合わせる。

- (1)余震が続いており、応急的な修理では安心して家に戻って下さいと言えない
- (2)罹災証明の発行が始まったばかりで、半壊・半焼の認定ができない
- (3)膨大な数にのぼるとされる対象戸数に対して、修理にあたる業者の手配が不可能に近い

2月12日 兵庫県から実施内容について事務連絡

要件(1)修理対象箇所台所、トイレ、居室、屋根(2)経済的理由で自らでは修理できないもの(3)借家は対象外

2月21日 兵庫県から要件の変更通知「震災で失業した者も対象とする」

2月下旬 余震が減少し、ライフラインも復旧してきたので、実施準備本格開始

(検討課題)工事範囲、修理方法、経済的条件の確認方法、PR方法、受付場所、作業スペースの確保、部内の実施体制、局内の応援体制等「阪神間の各都市も実施準備中」との情報が入る。

3月3日 神戸市建築協力会に協力依頼、実施体制に不安が残るも即時快諾

3月3日 兵庫県から要件の変更通知「借家も対象とする」

3月13日 実施内容について記者発表

3月14日 「住宅応急修理事務所」を貿易センタービルに開設
市広報紙「こうべ地震災害対策広報第17号」にて広報
「申込書」を各区役所、支所等へ配付

3月17日 申込み受付開始(郵送)

3月26日 申込み受付終了(特別の事情のあるものを除く)

3月27日 業者による現地調査及び修理開始

6月下旬 実施予算要求(7月市会、補正予算)

7月31日 応急修理終了

[『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.41]

>

【引用】(神戸市:住宅応急修理の実施に関する課題)

(1)当事業の資格要件、修理の内容等は知事が定め、実施は知事が市長に委任し、実施することになっている。資格要件、修理の内容等には、市としても日頃から検討を加え、緊急時に備えること。(実施時に、資格要件、修理の内容等について、検討する時間的余裕はない。)

(2)受付期間は余裕を持って決定すること。受付期間に関する苦情が多かった。

(3)広報には、配慮すること。通常の広報では、被災者に伝わりにくい。受付期間、資格要件、修理の内容等できるだけ分かりやすく、簡潔に。

(4)施工は神戸市建築協力会災害対策本部会員に依頼したが、直接、申請者と面談していただいたため、次の点について、大変なご苦労をかけた。

- 1) 申請者との連絡が取れず、着工までに平常時の数倍の日数を要した。
- 2) 1件あたり最大工事価格が税込みで、295,000円の枠に対する理解を得ること。
- 3) 修理箇所の限定に対する理解を得ること。特に浴室については、強い不満があった。
- 4) 電話連絡が取れず、何度も足を運んだ。
- 5) 完了まで約5ヶ月を要し、制度の趣旨に沿っているのかという苦情を受けた。
- 6) 申請者は高齢者が多く、家具や荷物の移動も手伝ったり、工事内容の説明に手間取った。

[『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.42-43]

>

【参考】(明石市)[『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市役所(1996/1),p.49]では、住

宅の応急修理について次のような経過と問題点を示している。

(経過)

- ・2月12日付で災害救助法の「災害にかかった住宅の応急修理」の取り扱いについての通知を受けた
- ・2月21日付で、より具体的な対象者の通達あり
- ・明石市は、この制度を県下で最初に実施することとなり3月1日から3月10日まで申し込み受付
- ・借家についても、3月3日に県からの通達によって家主に資力のない人(震災で死亡、住宅が全壊、市民税の非課税及び均等割のみの世帯)にも拡大適用

(問題点)

- ・法の主旨から工事仕様が仮復旧工事であり、再度、個人負担で現状復元工事を行うこととなるため工事費が割高になる。このため、最初から復元工事を希望する市民が多くあり、法の主旨と市民の期待する修理内容とのずれがあった。
- ・2月12日付で県から通知があったにもかかわらず、実施時期の明確な決定指示が出ず、大幅な遅れがあった。

>

[参考] (芦屋市)

- ・3月13日から24日まで、仮設庁舎において住宅の応急修理の受付
 - ・約200件の照会があったが、受付件数は27件。うち11件は建設業者に委託、16件は対象外又は辞退等
- [『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』芦屋市(1997/4),p.161]

>

[参考] (川西市)住宅応急修理の申し込み期間は平成7年3月6日～17日[『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない - 』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.98]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[01] 住宅の補修

【教訓情報】

02. 公費負担で解体された建物には、修理可能な建物も少なくなかったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

05) 当初修繕に対する支援制度が少なかったが、後に、大規模修繕に対する融資制度の利子補給が行われた。

【参考文献】

[参考] 神戸市の広報「こうべ地震災害対策広報」などから、住まいの修繕に関する経済支援をまとめたものが[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都総務局災害対策部防災計画課(1995/7),p.327-329]にまとめられている。

>

[引用] 中・低所得層・自力建設層については、低利融資制度がある。神戸市災害復興特別融資、阪神・淡路大震災復興基金による利子補給制度、共同・協調化の支援(住市総、密集、優建等)、被災マンションの再建支援(優建等)、賃貸住宅の再建支援(特優賃、民借賃、被災者住宅再建支援等)などがとられている。融資制度の利子補給としては第21表のように、新築・購入に加えて、大規模修繕が加わった。さらに高齢者対策としては、土地の処分により返済する特別融資に対し、利子補給10年3%を予定している。しかし、借入が不可能であるとか、二重ローンのため断念に追い込まれるとか、個別的にはきわめて苦しい状況にある人が少なくない。[神戸都市問題研究所生活再建研究会「震災復興と生活再建」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.145-146]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[01] 住宅の補修

【教訓情報】

02. 公費負担で解体された建物には、修理可能な建物も少なくなかったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

06) その背景には、我が国に根強いスクラップ・アンド・ビルドの体質があるのではないかと、木造住宅に手を加えて長持ちさせようというシステムになっていないことが問題、といった指摘がある。

【参考文献】

[引用] 個人住宅の再建を促進するシステムは確かに不備であり、(兵庫県により)提案されている住宅共

済制度の創設や、補修への補助制度の充実は望ましい。補修可能な建物が多数撤去された原因はいろいろあるが、その背景には我が国に根強いスクラップ・アンド・ビルドの体質があるのではないだろうか。今後この体質を、地球環境保全の観点から改めていかなければならない。[「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 検証提言総括』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.75]

>

[引用] いずれにしても日本の場合、古くて価値のある住宅は存在しないわけで、老朽化して設備系も駄目になったし、丁度地震で危険になったので、壊しましょうという形で進んだものが、いくつかありそうで、地球資源の問題から言うと正しかったかどうか分からない。[村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.200]

>

[引用] 今回の地震でもっとも被害の大きかったのが、いわゆる木造老朽家屋と呼ばれているものであった。日本の社会では木造住宅は20年(最近25年となった)経つと資産価値が無くなるため、木造住宅に手を加えて長持ちさせようという動機が無い。アメリカの場合、中古市場が活発で中古住宅の方が周辺環境が優れているため高価で売買されている。そのため中古住宅を買っても、手を加えて大切に住み、その事が次に売る時に評価される検査機構が充実しているため、木造老朽家屋は廃屋でない限り存在しないと言って良い。人が住む住宅は、常に改善され性能が維持されているわけである。住む人が建物を大切にするのはそれに応じて高く売れ、老朽化させては損な状況があるからであり、この事は日本の社会も学ぶべきではなかろうか。阪神・淡路大震災でも次の大都市震災でも死者を多く出す建物は木造老朽住宅である事は間違いないからで、木造老朽住宅を生産する社会システム問題がある。[村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.200]

>

[引用] (正司泰一郎・当時の宝塚市長のインタビュー発言)
公費解体制度ができたが故につぶさなくてもいい資産も大分つぶしたと思います。
要するに、古いものを大切に使う文化がなかったということが一つ、これは日本にとっては非常に残念なことですよ。もう一つは、古いものを修復する技術がなくなっていたということです。
[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.94]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[01] 住宅の補修

【教訓情報】

02. 公費負担で解体された建物には、修理可能な建物も少なくなかったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

07) 逆に、全壊(焼)判定を受けながら修理して住みつけ、安全面に疑問のある住宅も少なくない。

【参考文献】

[引用] 興味深いのは全壊(焼)判定を受けた世帯の12.6%が、住宅を補修して元の場所に住んでいることである。判定にあたって基準が明確でなかったこと、非常事態であり十分な調査が行なわれなかったこと、さらには住宅の建て替えに踏み切る条件が整っていなかったことなどの理由が考えられる。別の観点から見れば、被災を経験しながらも「安全性の確保されていない」住宅がまだ数多く残されていると見ることもできる。
[鳴海邦碩「住宅復興の展開を検証しそこから学ぶべきこと - 震災復興の5ヶ年を振り返って - 」『阪神・淡路大震災復興誌』[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.43]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[01] 住宅の補修

【教訓情報】

03. 補修資材と技能者の対応体制が不十分であった。一部では、他府県の建築業者等が参加した建物修繕のシステムが実践された。

【教訓情報詳述】

01) 地域の工務店など小規模建設業者の多くも被災し、補修への十分な対応は困難だった。

【参考文献】

[引用] 被災した個人住宅に対する判定支援こそが望まれていたのでは無いだろうか。被災者の型は屋根瓦の落下や、外壁のラスモルタルが大きく割れ、剥落しているのを見て、倒壊するのではないか、この家はもう住めないのではないか、など災害のショックもあり不安をもっておられた。

こうした、この家を解体しなければならないのか、修繕するとすればどこをどのようにすればいいのか、という疑問に対して早期に適切な助言ができることが必要であると思われる。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.246]

>

[引用] 改修業者を紹介してほしいとの相談も多かったようだが、建設業界も解体、仮設、顧客からの改修依頼等で手もない状態であったし、特定業者の紹介も躊躇されたようだ。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.190]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-02. 住宅と生活の再建

[01] 住宅の補修

【教訓情報】

03. 補修資材と技能者の対応体制が不十分であった。一部では、他府県の建築業者等が参加した建物修繕のシステムが実践された。

【教訓情報詳述】

02) 専門家の支援を得て、他府県の建築業者等が参加した建物修繕のシステムが実践された例もあった。

【参考文献】

[引用] 被災建物の調査・判定・助言に基づき、住民が地元に戻れるよう、地方大工の応援と地元受け入れ工務店の協力を得、協議会、専門家の役割のシステムをつくりそれを実践した。建築施工者不足の中で、安全な建物に復帰させるための、信頼のおける建物修繕のシステムの提案であった。その背景として、単に自力復旧の中、建築施工者不足だけではなく、法外な価格と後のメンテナンスの期待できない他府県からの儲け主義的業者の乱入もあったことが挙げられる。その実践は、他府県の建設業者に依頼(野田北部の場合は福島県三春町)して施工チームを編成し、地元受け入れとして、神戸市内業者にその手配等の協力と後のメンテナンスを約束させるものであった。その効果は田の地区にも影響を与え、数地区においても、このシステムで実践された。[森崎輝行「被災地での専門家」『建築雑誌 Vol.114, No.1432』(1999/1), p.50]